第8章 バリアフリー整備計画

重点整備地区におけるバリアフリー化の課題と整備方針を踏まえ、これを具体化するための整備計画を策定します。

整備計画は「バリアフリー新法」に定められた事業に基づいたものとします。

また、現在進められている「中心市街地活性化基本計画」との整合性をもった、計画とします。

8-1. バリアフリー整備計画に盛り込むべき事業

田辺市における特定事業及びその他の事業を以下のとおり設定します。

1. 特定事業

(1)公共交通特定事業

JR紀伊田辺駅の整備に関する事業 特定車両の購入、バス停やバスの案内表示に関する事業

(2) 道路特定事業

県道紀伊田辺停車場線、同文里湊線、同秋津川田辺線、同田辺龍神線、同田辺 白浜線、市道元町江川文里港線、同扇ヶ浜龍神橋線、同湊栄町1号線、同下屋 敷文里港線、同湊 70 号線の道路に必要な整備に関する事業

(3)建築物特定事業

田辺市役所本庁舎、田辺市民総合センター、紀南文化会館の建物の整備に関する事業

(4) 交通安全特定事業

信号機の整備及び違法駐車・駐輪の防止など交通安全に関する事業

2. その他の事業

(1) J R紀伊田辺駅前広場

バリアフリー化のための整備に関する事業

(2)分かりやすい情報システムの構築

バリアフリー化のための情報の整備に関する事業

(3)休憩施設

休憩設備の整備に関する事業

(4)公衆便所

バリアフリー化のための公衆便所の設備の改修に関する事業

8-2. バリアフリー化の整備目標年次

バリアフリー化の整備目標年次については、整備内容により短期、中期、長期とし、 短期は、「バリアフリー新法」に基づき定められた「移動等円滑化の促進に関する基本 方針」に掲げるいくつかの移動等円滑化(バリアフリー化)の目標数値の実施年次であ る平成22年とし、中期は平成23年から27年、長期は平成28年以降とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や技術の進歩等により、必要に応じて見直しを行う ものとします。

8-3. 関係機関との連携による整備計画

1. 特定事業

(1)公共交通特定事業

【JR紀伊田辺駅の整備 (西日本旅客鉄道株式会社)】

特定旅客施設であるJR紀伊田辺駅のバリアフリー化に必要な整備を行います。

| | スケジュール | | |
|--|-----------|-----------|---------|
| 内容 | 短 期 | 中期 | 長期 |
| | (平成22年まで) | (23年~27年) | (28年以降) |
| ①エレベーターの設置 | | | |
| ②跨線橋の設置 | | | |
| ③階段部分への手すりの設置 | | | |
| ④障害者用便所の新設(駅構内) ※1 | | | |
| ⑤便所の入口段差解消 (駅構内) | | | |
| ⑥エレベーター周辺におけるホーム傾斜の改善 | | | |
| ⑦ホーム通路幅の確保 (跨線橋新設に伴う有効幅の確保) | | | |
| ⑧エレベーター設置に伴う 誘導ブロックの設置※2 | | | |
| ⑨LED式発車標(電光掲示板)の位置の見直し | | | |
| ⑩点字案内板の整備 ※2 | | | |
| ⑪誘導チャイムの設置 ※2 | | | |
| ⑫ホーム上の屋根の設置 (エレベーターまで及び障害者用トイレ部分まで) | | | |
| ⑬券売機の改善 (蹴込み部の設置) | | | |
| ⑭構外障害者用便所の改善(手すり、非常ボタン) | | | |
| ⑤車いす対応車両の導入促進 | | | |

【具体的な内容】

- ※1 構内に障害者用便所を新設し、利便性の向上を図ります。また、乳幼児ベッドやオストメイト対応トイレを設置することで、多くの方が気軽に利用できるようになります。
- ※2 エレベーター及び階段部分に新たに視覚障害者用誘導ブロックを設置する とともに構内に点字案内板や誘導チャイムを設置することで視覚障害者の移 動の円滑化を図ります。

【バス事業者が実施する特定事業】

高齢者や障害者に対応した低床バスの導入やバス停での表示についても、分かりや すい案内表示の整備を行います。

| | | スケジュール | | |
|----------|---------------------|------------------|------------------|----------------|
| 内容 | 事業者 | 短 期 (平成22年まで) | 中 期 (23年~27年) | 長 期 (28年以降) |
| | 西日本ジェイアールバス 株式会社 | | | |
| ①低床バスの導入 | 龍神自動車株式会社 | | | |
| | 明光バス株式会社 | | | |
| ②バス停の案内 | 龍神自動車株式会社 | | | |
| 表示の改善 | 明光バス株式会社 | | | |

(2) 道路特定事業

道路特定事業の対象になる生活関連経路は、重点整備地区内で先に設定した生活 関連経路とし、県道及び市道が含まれます。生活関連経路については、路線ごとに 実施年度等の整備計画を作成し実施することとします。また、見通しの悪い交差点に ついては、カーブミラーを設置するとともにカーブミラーの維持管理に努めます。

①歩道の改良・部分改修

車いすやベビーカーなどの移動円滑化を図るために、歩道の凸凹の解消、段差解消、破損箇所の修復等について順次整備を進めます。

②視覚障害者用誘導ブロックの改善

誘導ブロック未設置部分の整備や破損箇所の修復を行います。

また、事業者間との連携を図り、視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法や歩道の連続性の確保等、誰もが利用しやすい歩行空間の実現を図るよう検討を進めます。

③歩道未整備区間の交通体系のあり方

歩道の未整備区間については、道路の幅員や周囲の環境に考慮し、商店街を含め重点 整備地区内を快適に歩くことができる道路とします。

【県道】

| | | スケジュール | | |
|-----------------------|----------------------------|-----------|-----------|---------|
| 路線名 | 内容 | 短 期 | 中期 | 長 期 |
| | | (平成22年まで) | (23年~27年) | (28年以降) |
| 紀伊田辺停車場線 (駅前通り) | ①歩道上の車止め及び誘導 ブロックの改善※1 | | | |
| (4)(114)(2) | ②歩行空間の整備※2 (機能向上リニューアル) | | | |
| | ③歩道の改修 (凸凹及び破損) | | | |
| 文里港線 (田辺大通り) | ④誘導ブロックの改修 | | | |
| | ⑤溝蓋の改修及び設置 | | | |
| | ⑥歩道上の植栽等の維持管理 | | | |
| ~ \tag{\frac{1}{2}} | ⑦溝蓋の改修 | | | |
| 秋津川田辺線 (駅前新通り) | 8グレーチングの改修 (幅を狭く) | | | |
| | ⑨舗装の改善 (破損、凸凹、傾斜) | | | |
| 田辺龍神線 (海蔵寺通り) | ⑩歩道の新設 | | | |
| (14)成 寸 地 ソ / | ⑪誘導ブロックの新設 | | | |
| 田辺白浜線 (湊本通り) | ②歩道の新設 | | | |
| (1天平地リ) | ⑬誘導ブロックの新設 | | | |

※現在、指摘されている不具合箇所については上記の計画とし、今後発生する不具合 箇所については維持管理の面から随時修繕いたします。

【具体的な内容】

- ※1 現在、誘導ブロック上に設置されている車止めについて、誘導ブロックの位置 の改善を図り、視覚障害者が車止めにぶつからないように配慮します。
- ※2 田辺大通りの歩道をリニューアルすることで、破損箇所の解消、視覚障害者用 誘導ブロックの設置などの移動の円滑化を図ります。

【市道】

| | | | スケジュール | |
|---------------------------------|----------------------|-----------|-----------|---------|
| 路線名 | 内容 | 短 期 | 中期 | 長 期 |
| | | (平成22年まで) | (23年~27年) | (28年以降) |
| 元町江川文里港線 (扇ヶ浜交差点〜 紀南文化会館) | ①歩道の改善 | | | |
| 扇ヶ浜龍神橋線 (紀南文化会館~ | ②溝蓋の設置 | | | |
| 銀座通り角) | ③グレーチングの改修 (幅を狭く) | | | |
| 湊栄町1号線 (湊本通り、北新 町、栄町) | ④歩車共存型道路の整備※1 | | | |
| 下屋敷文里湊線 | ⑤舗装の改修 | | | |
| (宮路通り) | ⑥グレーチングの改修 (幅を狭く) | | | |
| | ⑦舗装の改修 | | | |
| 湊70号線 | ®グレーチングの改修 (幅を狭く) | | | |

現在、指摘されている不具合箇所については上記の計画とし、今後発生する不具合箇所については維持管理の面から随時修繕いたします。

【具体的な内容】

※1 カラー舗装、セットバックにより歩行空間の確保を図ることで、歩車共存による歩きやすいまちづくりをめざします。

(3)建築物特定事業

建築物特定事業の対象となる生活関連施設は、田辺市役所本庁舎、田辺市民総合センター及び紀南文化会館で、整備方針に基づき改修・改善を行います。エレベーターについては、聴覚障害者対応の応答灯により緊急時の通報確認ができるシステムを構築することとし、ガラス窓についてはエレベーターの更新時に検討します。

1) 田辺市役所本庁舎(田辺市)

| | | スケジュール | |
|-----------------------|-----------|-----------|---------|
| 内容 | 短 期 | 中期 | 長 期 |
| | (平成22年まで) | (23年~27年) | (28年以降) |
| ①1階出入口の改修※1 | | | |
| ② 2 階玄関のスロープ誘導案内の設置 | | | |
| ③エレベーターに障害者対応の応答灯設置※2 | | | |
| ④障害者用駐車場の案内表示の改善※3 | | | |

2) 田辺市民総合センター(田辺市)

| | | スケジュール | |
|-----------------------|-----------|-----------|---------|
| 内 容 | 短 期 | 中期 | 長 期 |
| | (平成22年まで) | (23年~27年) | (28年以降) |
| ①エレベーターに障害者対応の応答灯設置※2 | | | |
| ②障害者用駐車場の案内表示※3 | | | |

3) 紀南文化会館(田辺市)

| | | スケジュール | |
|-----------------------|-----------|-----------|---------|
| 内容 | 短 期 | 中期 | 長 期 |
| | (平成22年まで) | (23年~27年) | (28年以降) |
| ①屋外スロープ誘導案内の設置 | | | |
| ②エレヘーターに障害者対応の応答灯設置※2 | | | |
| ③障害者用駐車場の案内表示※3 | | | |
| ④1階エレベーターの乗降支援体制の整備※4 | | | |
| ⑤車いす使用者用観覧位置の改善 | | | |
| ⑥障害者用便所の案内表示の改善 | | | |
| ⑦障害者用便所の改善 | | | |
| ⑧階段手すりの点字表示の設置 | | | |

【具体的な内容】

- ※1 食堂側及び宿直側の出入口について、車いす等がスムーズに通行できる幅の確保等により、車いす使用者等が安心して1階から利用できるようにします。
- ※2 緊急時において聴覚障害者がエレベーター内に閉じ込められた際に、緊急連絡 先との対応の状況が確認できるシステムを整備します。
- ※3 障害者用駐車場の利用について、内部障害や一時的なけが人などの利用を含め た利用対象者の案内をすることで、適正な障害者用駐車場の利用の啓発を実施し ます。
- ※4 紀南文化会館1階からのエレベーター(市道扇ヶ浜龍神橋線側)の乗降について、車いす使用者等が館内を利用する際に1階に設置しているインターホンを利用することで、職員が乗降の手助けをいたします。また、ホームページ等を通じて、紀南文化会館1階西側からのエレベーターの乗降利用の案内の周知を図ります。

(4) 交通安全特定事業

重点整備地区内の生活関連経路の信号は、すべて障害者対応のものを導入し、障害者・高齢者が渡りやすい歩行時間を確保します。

迷惑駐車や駐輪を追放するため、関係機関との連携による広報啓発活動の実施 とともに重点的取締りを実施します。

| | | スケジュール | | |
|------------------------|-------|-----------|-----------|---------|
| 内容 | 事業者 | 短 期 | 中期 | 長 期 |
| | | (平成22年まで) | (23年~27年) | (28年以降) |
| ①バリアフリー対応型 信号機の整備※1 | 公安委員会 | | | |
| ②迷惑駐車・駐輪の取締り | 警察 | | | |
| の実施及び啓発活動 | 田辺市 | | | |

【具体的な内容】

※1 視覚障害者に配慮した音響機能付き信号機や、歩行時間確保ための「おもいやり信号」を設置することで、視覚障害者等の歩行の安全を確保します。

2. その他の事業

(1) J R 紀伊田辺駅前広場

JR紀伊田辺駅前広場については、交通ターミナル機能の強化、ロータリー化により交通混雑を防ぐとともにバリアフリー化に必要な整備を行います。

| | | | スケジュール | |
|-------------------|---------------------|-----------|-----------|---------|
| 内 容 | 事業者 | 短 期 | 中期 | 長期 |
| | | (平成22年まで) | (23年~27年) | (28年以降) |
| ①駅前広場の案内表示の 整備 | 田辺市、バス事業 者ほか関係機関 | | | |
| ②バス乗降システムの整備 | 田辺市、バス事業 者ほか関係機関 | | | |

(2)分かりやすい情報システムの構築

①分かりやすい情報手段の構築

高齢者、障害者等が利用可能な市街地の観光施設や公衆便所、乳幼児ベッドなどバリアフリー情報が掲載された総合的なパンフレット(バリアフリーマップ)を作成し、市窓口や観光案内所などに設置します。

| | | スケジュール | | |
|--------------------------------|-----|-----------|-----------|---------|
| 内容 | 事業者 | 短 期 | 中期 | 長期 |
| | | (平成22年まで) | (23年~27年) | (28年以降) |
| ①バリアフリーマップの作成 (バス停、歩道、便所など) | | | | |
| ②バリアフリーマップの情報 更新 | 田辺市 | | | |

②観光客など来訪者にとっての情報手段

田辺市や田辺観光協会など各機関が出している観光情報の一元化を図り、高齢者、障害者等が旅の計画ができる案内情報を提供します。

また、手話通訳や介助者などの人的サポートや補助具などのレンタル機能に関する情報など総合的な案内情報を提供します。

| | | スケジュール | | |
|--------------|-----|-----------|-----------|---------|
| 内 容 | 事業者 | 短 期 | 中期 | 長 期 |
| | | (平成22年まで) | (23年~27年) | (28年以降) |
| ①ホームページの充実 | 田辺市 | | | |
| ②受け入れ体制の整備※1 | 田辺市 | | | |

【具体的な内容】

※1 高齢者、障害者等の人的サポートや、車いす等補助具のレンタル機能を充実 し、受け入れ体制の整備を図ります。

(3)休憩施設

バス停にベンチや上屋を整備することにより、小休憩できるように必要な整備を行います。

| | | スケジュール | | | |
|-------------|----------|-----------|-----------|---------|--|
| 内容 | 事業者 | 短 期 | 中期 | 長 期 | |
| | | (平成22年まで) | (23年~27年) | (28年以降) | |
| | 龍神自動車株式 | | | | |
| バス停にベンチや上屋の | 会社 | | | | |
| 新設 | 明光バス株式会社 | | | | |
| | 別ルハハ休れ云紅 | | | | |

(4)公衆便所

重点整備地区内における公衆便所のうち改善が必要な扇ヶ浜公園(カッパーク内)、扇ヶ浜海岸駐車場、会津公園、とうけい公園の4箇所については、不適合箇所の整備改善を進めるとともに、重点整備地区内の中間地点にあたる海蔵寺通りに公衆便所を設置することで利便性の向上を図ります。

| | | スケジュール | | |
|---------------------|-----|-----------|-----------|---------|
| 内容 | 事業者 | 短 期 | 中期 | 長 期 |
| | | (平成22年まで) | (23年~27年) | (28年以降) |
| ①障害者用便所の改善 | 田辺市 | | | |
| ②荷物台、衣服かけフック の設置 | 田辺市 | | | |
| ③公衆便所の新設 | 田辺市 | | | |

(5) 心のバリアフリーに対する取り組み

心のバリアフリーの推進のために、以下の取り組みを実施します。

| | | スケジュール | | |
|---------------|-----|-----------|-----------|---------|
| 内容 | 事業者 | 短 期 | 中期 | 長期 |
| | | (平成22年まで) | (23年~27年) | (28年以降) |
| ①高齢者、障害者等への | 田辺市 | | | |
| 理解啓発 ※1 | | | | |
| ②モラル、マナーの向上※2 | 田辺市 | | | |
| | | | | |

【具体的な内容】

- ※1 福祉教育などにより教育現場において高齢者、障害者等に対する理解を深める啓発に取り組むとともに、田辺市が実施する各地区における人権学習会やまちづくり学びあい講座などにおいて高齢者、障害者等への理解啓発の研修を実施することで広く市民に理解を求めます。
- ※2 心のバリアフリー啓発パンフレット (ハンドブック) を作成し、視覚障害者用誘導ブロック (点字ブロック) への駐輪防止や、障害者用駐車場の不正利用防止、道路上に障害物 (看板、植木鉢) などを置かないなどを呼びかけなどによるモラルやマナーの向上を図ります。